

20 お申込みから保障開始までの流れ

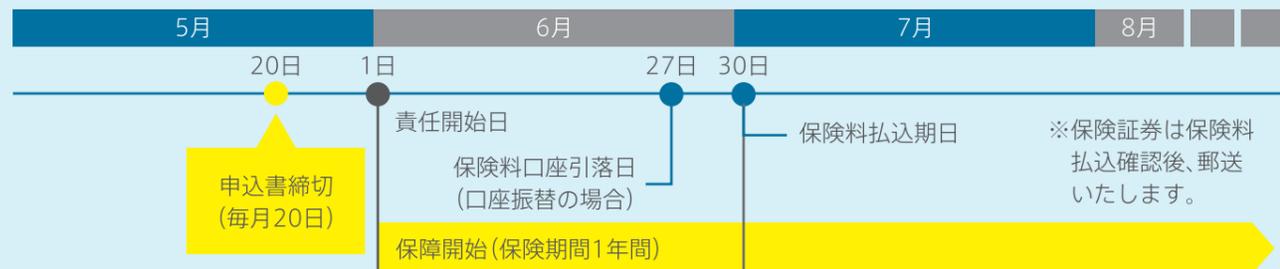


「ぜんちのこども傷害保険」は毎月20日がお申込みの締切日。
毎月いつでもご加入いただけます。

「保険契約申込書」と「記入例」を切り離し、同封の返信用封筒でご返送ください。毎月20日までに当社に申込書が届き、当社が当月末までに保険契約のお引受けを承諾した場合に翌月1日から保障(責任)が開始されます。

保険期間は、責任開始日から1年間です。保険期間満了日までにご契約を更新しない旨の書面による通知がない場合は、ご契約は更新されたものとします。

お申込みから保障開始までのスケジュール例



保険料の払込みについて

口座振替の場合: 保障(責任)を開始した月の27日(休日の場合は翌営業日)に指定の金融機関口座から引き落としとなります。

振込用紙による振込: 保障(責任)を開始した月の末日までに払込んでください。

※ご注意ください

保険契約申込書を送付いただいても、保険料の払込みがない場合、契約は無効となり、保険金のお支払いはできません。

東京海上日動の個人賠償責任補償は、申込月の翌月1日より補償を開始いたします。万が一「ぜんちのこども傷害保険」の責任開始日が早まった場合でも、東京海上日動の個人賠償責任補償の責任開始日は早まりませんので、ご注意ください。また、保険料のお支払いが遅れている場合でも、東京海上日動の個人賠償責任補償は補償の対象となるケースがあります。事故が発生した場合は速やかにぜんち共済までご報告ください。

年払・月払OK!

クレジットカード払OK!

ネット申込みのみ 【ご利用いただけるカードの種類】



ともに助け、ともに生きる。

ぜんち共済株式会社

お問い合わせ、事故、入院のご連絡は

0120-322-150 平日10時~16時/土日・祝日・年末年始を除く

引受保険会社

ぜんち共済株式会社
関東財務局長(少額短期保険)第14号

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5九段北325ビル4階
TEL:03-6910-0850 FAX:03-6910-0851
URL: <http://www.z-kyosai.com/>



2024年11月作成 24TX-004002 Z001-2411R10

取扱代理店



東京海上日動の個人賠償責任補償付

ぜんちの こども傷害保険

商品パンフレット

少額短期健康総合保険(無告知型)2019年創設

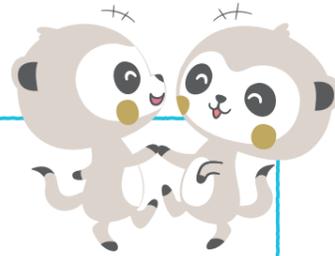
よりそう、ほけん。
家族とつながるぜんち

特別支援教育を
必要とされているお子様向け
の傷害保険



2024年11月作成

「ぜんちのこども傷害保険」がオススメの3つの理由



- ・ご加入のお手続きがカンタン
- ・トラブル発生時には専門弁護士によるバックアップ



様々なトラブルケースに対応

他人の物を壊したり、ケガをさせてしまったときやケガを負ったとき、被害事故が生じた場合に弁護士へ法律相談したときなど、様々なケースで充実した保障を受けることが可能です。



お客様にご安心いただける対応

お客様を不安な気持ちにさせないためスムーズかつ丁寧な対応を心掛けています。



予期せぬ出費をカバー

日常生活で法律上の損害賠償責任を負った場合個人賠償責任補償国内最高5億円(国外:最高1億円)。例えば入院保険では1泊2日以上入院に対して、**最高日額5千円**が支払われます。



保険金をお支払いできる主な事例



個人賠償	個人賠償責任保険金
●背後からの呼びかけに驚き、目の前にいた女性を誤って突き飛ばしケガを負わせた	→ 895,459円
●歩行中にバランスを崩し転倒し、駐車中の他人の車に接触し傷つけた	→ 537,415円

※上記は東京海上日動が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

権利擁護	権利擁護費用保険金
●虐待被害を受け、その事件対応を弁護士に依頼	→ 210,000円

入院通院	傷害入院・通院保険金
●キャンプ場で蛇に手指を咬まれた8日間入院	→ 40,000円
●自転車の練習中に転倒し腕を骨折した18日間通院	→ 36,000円

保障内容と保険料について



ご加入条件 年齢 満5歳～満18歳 対象の方 特別支援教育を必要とされる方であればご加入いただけます。

保障内容/保険料		保険金額	
責任補償① 個人賠償	東京海上日動の示談交渉サービス付き個人賠償責任保険金 (総合生活保険(個人賠償責任補償)一時払保険料4,500円(※2))	国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品※4)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(★)	国内 5億円 国外 1億円
	費用補償 権利擁護	被害事故が生じた場合に弁護士に法律相談したとき(法律相談費用)(※3)	法律相談費用 5万円までの実費
		被害事故が生じた場合に弁護士に委任したとき(弁護士委任費用)(※3)	弁護士委任費用 100万円までの実費
被害事故が生じた場合に弁護士に接見を依頼したとき(接見費用)(※3)		接見費用 1万円までの実費	
入院通院保障 ケガの	傷害入院保険金	不慮の事故によりケガを負い、事故の日からその日を含めて180日以内に国内における病院・診療所に入院した場合	入院1日につき 5,000円 (1事故につき30日限度)
	傷害通院保険金	不慮の事故によりケガを負い、事故の日からその日を含めて180日以内に国内における病院・診療所に通院した場合	通院1日につき 2,000円 (1事故につき30日限度)
	傷害手術保険金	傷害入院保険金が支払われる場合で、入院期間中に公的医療機関によって保険給付の対象となる手術を受けた場合(※3)	30,000円 (1入院につき1回まで)
	傷害死亡保険金	不慮の事故によりケガを負い、事故の日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合	10万円
	特定重度障害保険金	不慮の事故によりケガを負い、事故の日からその日を含めて180日以内に医師の認定により特定重度障害状態になった場合(※3)	10万円
	合計保険料	【月払の場合】(一か月にお支払いいただく保険料)* *初回保険料には東京海上日動の示談交渉サービス付き個人賠償責任補償の保険料相当分を一括で請求いたします。 2か月目以降は当該補償を除いた保険料相当分を分割請求いたします。	410円(※1) (初回保険料 4,910円)
【年払の場合】(1年間にお支払いいただく保険料)		8,900円(※1)	

- ※1 東京海上日動の示談交渉サービス付き個人賠償責任補償保険料(4,500円)は上記の合計保険料に含まれております(月払の場合は初回保険料)。
- ※2 補償内容が同様の個人賠償責任保険(個人賠償責任保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)がある場合、その他ご不明な点がある場合はぜんち共済までお問い合わせください。
- ※3 「被害事故」、「公的医療保険対象の手術」、「特定重度障害状態」についての詳細は約款をご覧ください。
- ※4 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

- 必ずお読みください
- 次の場合には、保険金のお支払い対象となりません。
 - 責任開始日以前に受傷したケガが原因で入院した場合。
 - 入院の原因となったケガが、責任開始日以前に受傷していたものと、医学的に重要な因果関係にある場合。
 - 契約前から入院中である場合、または契約前に入院治療の予定が決まっている場合。
 - 保険期間内(1年間)にお支払いできる傷害入院保険金、傷害通院保険金、傷害手術保険金の合計額は80万円までとなります。
 - 保険期間内(1年間)にぜんち共済でお支払いできる全ての保険金の合計額は1,000万円までとなります。

※詳細は、「ご契約に際しての重要事項」、「約款」をご覧ください。

(★)上記の補償内容は個人賠償責任補償の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

今回更新いただく内容の一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点等は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

※「ぜんちのこども傷害保険」は生命保険料控除の対象ではありません。当社の属する少額短期保険業については、法律により保険料が生命保険料控除の対象として認められておりませんので、「控除証明」等を発行することもできません。